

## 忠岡町災害対策本部条例

〔昭和39年3月25日  
条例第22号〕

改正 平成8年3月5日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、忠岡町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、本町防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

第3条 災害対策本部は、本部員をもって組織する。

2 災害対策本部長は町長をもって充てる。

3 災害対策副本部長並びに災害対策本部員は、町長が部内の職員のうちから任命する。

4 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部内の職員を指揮監督する。

5 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び事務局)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことができる。

2 部及び事務局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長及び事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長はその部、事務局長はその事務局を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 略